

「理工学研究所外部資金獲得（スタートアップ）支援研究助成金」募集要項

令和3年10月14日制定
令和3年10月14日施行

（趣旨）

第1条 この要項は、日本大学理工学部理工学研究所規程第3条第2号及び第3号に基づき、理工学研究所外部資金獲得支援研究助成金（以下「助成金」という）の募集に関する必要な事項を定める。
（助成金の目的）

第2条 助成金は、科学研究費助成事業（以下「科研費」という）の若手研究、基盤研究（C）、学術変革領域研究（公募）、挑戦的研究（萌芽）及びこれに準ずる省庁等の競争的研究費（以下「若手研究、基盤研究（C）等」という）の獲得を支援することを目的とする。

（応募資格）

第3条 応募資格は、次のとおりとする。

- ① 理工学部及び短期大学部（船橋校舎）の専任教員
 - ② 当該年度の科研費の若手研究、基盤研究（C）等及び研究活動スタート支援の申請者のうち不採択だったので、翌年度以降も若手研究、基盤研究（C）等へ申請できる資格を有するもの
- （募集件数）

第4条 募集件数は、次のとおりとする。ただし、選考結果により採択しないことがある。

研究助成 100万円以内 10件以内

（研究期間）

第5条 研究期間は、助成金採択年度の3月31日までとする。

（応募条件）

第6条 応募条件は、次のとおりとする。

- ① 研究期間内において理工学部の他の研究助成金（研究分担者としての参加を除く）との重複はできない。
 - ② 助成金に採択された場合は、その採択年度及びその翌年度の若手研究又は基盤研究（C）等に申請しなければならない。ただし、助成金採択年度に科研費当該研究種目に採択された場合、翌年度の申請に関しては、その限りではない。
 - ③ 科研費に申請予定である者が助成金に採択された場合は、助成金採択年度及び翌年度に理工学部で実施する科研費申請のための事前相談を受けなければならない。ただし、助成金採択年度に科研費当該研究種目に採択された場合、翌年度の申請に関しては、その限りではない。
 - ④ 本大学が指定する研究倫理教育を修了していなければならない。
 - ⑤ 助成金による研究成果を公表する場合には、理工学部の助成を受けている旨、必ず明示しなければならない。
- 2 所定の期間内に前項第2号及び第3号の条件を満たさなかった場合には、研究代表者は、当該研究期間終了後10年間、理工学部の資金による研究費への応募及び研究分担者としての参加を認めないことがある。

（採択制限）

第7条 同一応募者による採択は、2年以上連続して行うことができない。

(提出書類)

第8条 提出書類は、次のとおりとする。

- ① 「外部資金獲得支援研究助成金」申請書
- ② 科研費等の研究計画調書の写し
- ③ 日本学術振興会による審査結果の開示内容等

(選考)

第9条 提出された申請書等に基づき研究委員会専門委員会で審査委員会を編成して選考する。

- 2 助成の決定は、前項の選考結果に基づき、研究所運営委員会の審議及び担当会議の審議を経て、学部長が決定する。
- 3 決定された研究代表者並びに理工学部及び短期大学部(船橋校舎)に所属する研究分担者は、研究所所員として任命する。

(研究実績報告書)

第10条 助成金に採択された者は、研究期間終了後30日以内に「研究実績報告書」を提出しなければならない。

(提出先)

第11条 この要項に指定された書類等の提出先は、研究事務課とする。

附 則

- 1 この要項は、令和3年10月14日から施行する。
- 2 平成30年2月8日改正の「理工学部科学研究費（若手研究）獲得支援研究助成金」募集要項及び平成27年11月19日制定の「理工学部研究助成金」募集要項は、令和3年10月14日をもって廃止する。ただし、令和3年度に「理工学部科学研究費（若手研究）獲得支援研究助成金」又は「理工学部研究助成金」に基づき採択された研究課題については、従前の募集要項を適用する。